

## 参考資料 目次

参考資料 1	中高一貫教育校の種類	1 3
参考資料 2	中高一貫教育校関係法令	1 4
参考資料 3	「都立高校に関する都民意識調査（中高一貫教育関連部分）」の結果概要	1 6
参考資料 4	中高一貫教育校の整備に関する検討委員会設置要綱	1 9
参考資料 5	中高一貫教育校の整備に関する検討委員会委員名簿	2 0

## 参考資料 1

### 中高一貫教育校の種類

#### 1 中等教育学校

\* 1つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行うもの。前期課程（3年）と後期課程（3年）に区分される。



#### 2 併設型

\* 高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。高等学校段階で、入学者選抜を行い、併設する中学校からの進学者以外の者を受け入れることができる。



#### 3 連携型

\* 既存の区市町村立の中学校と都立高校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの。



\* 全国の整備状況（平成13年度現在の校数）

	国立	公立	私立	合計
中等教育学校	2	1	4	7
併設型	1	3	11	15
連携型	0	29	0	29
合計	3	33	15	51

1. 種類（根拠法令）

(1) 中等教育学校

学校教育法

第 1 条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第 4 章の 2 中等教育学校

第 5 1 条の 2 ~ 第 5 1 条の 9

(2) 併設型中学校・高等学校

学校教育法

第 5 1 条の 1 0 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して実施することができる。

学校教育法施行令

第 5 条 （略）

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第 5 1 条の 1 0 の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、第 6 条、第 7 条及び第 8 条において同じ。）が 2 校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

学校教育法施行規則

第 5 7 条の 4 高等学校（学校教育法第 5 1 条の 1 0 の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型高等学校」という。）を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

(3) 連携型中学校・高等学校

学校教育法施行規則

第 5 4 条の 3 中学校（併設型中学校を除く。）においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該高等学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「連携型中学校」という。）は、第 5 7 条の 4 第 1 項の規定により教育課程を編成する高等学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第 5 7 条の 4 高等学校（学校教育法第 5 1 条の 1 0 の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型高等学校」という。）を除く。）においては、中学校における教育との

一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

前項の規定により教育課程を編成する高等学校（第59条第4項において「連携型高等学校」という。）は、連携型中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

## 2. 入学者選抜関係法令

### 学校教育法施行規則

第59条 高等学校の入学は、第54条の4の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下本条中「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。

学力検査は、特別の事情があるときは、これを行わないことができる。

調査書は、特別の事情のあるときは、これを入学者の選抜のための資料としないことができる。

連携型高等学校における入学者の選抜は、第54条の3第1項の規程により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

公立の高等学校に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が、これを行う。

第65条の7 中等教育学校の入学者は、設置者の定めるところにより、校長が、これを許可する。  
前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。

第65条の13 第59条第1項の規程にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については、入学者の選抜は行わないものとする。

第65条の14 第65条の4及び第65条の7の規定は、併設型中学校に、これを準用する。

## 3. 教員免許関係法令

### 教育職員免許法

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有するものでなければならない。

2 講師については、前項の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有するものをこれに充てるものとする。

3 （略）

4 中等教育学校の教員（養護教諭及び養護助教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有するものでなければならない。

### 附則

20 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程における教科又は後期課程における教科の教授又は実習を担当する教諭又は講師となることができる。

## 参考資料 3

### 「都立高校に関する都民意識調査（中高一貫教育関連部分）」の結果概要

#### 1 調査目的

現在推進している「都立高校改革」に対する都民の評価及び都民の都立高校に対するニーズ等を把握し、今後の都立高校のあり方について検討する際、参考にすること。

#### 2 調査対象及び回収数（回収率）

・都内在住の19歳以上60歳以下の方	...	2,500人中	1,603件(64.1%)
・都内在住の高校生	...	500人中	237件(47.4%)
・都内在住の小学校6年生	...	500人中	373件(74.6%)
・都内在住の中学校3年生	...	500人中	375件(75.0%)
・都内在住の小学校6年生、中学校3年生の保護者	...	1,000人中	749件(74.9%)
計	...	5,000人中	3,337件(66.7%)

#### 3 調査時期

平成13年7月9日から平成13年8月9日まで

#### 4 「中高一貫教育」の定義

本調査においては、次のように説明している。

私立高校では、中学・高校6年の一貫教育を行う学校が相当あります。中高一貫教育には高校受験を意識することなく、6年間のゆとりのある学校生活をおくることができます。例えば、生徒は様々な試行錯誤や体験を積み重ねたりして、豊かな学習を行うことができるなどの良さがあります。

「計画」では、パイロット校（新しいシステムを先進的に取り入れている学校）として都立の中高一貫教育校を2校設置する予定です。公立中高一貫教育校における入学者選抜は、受験競争の低年齢化を招かないように配慮し、学力試験を行わず、面接、作文、小学校からの調査書などを組み合わせて行うこととされています。

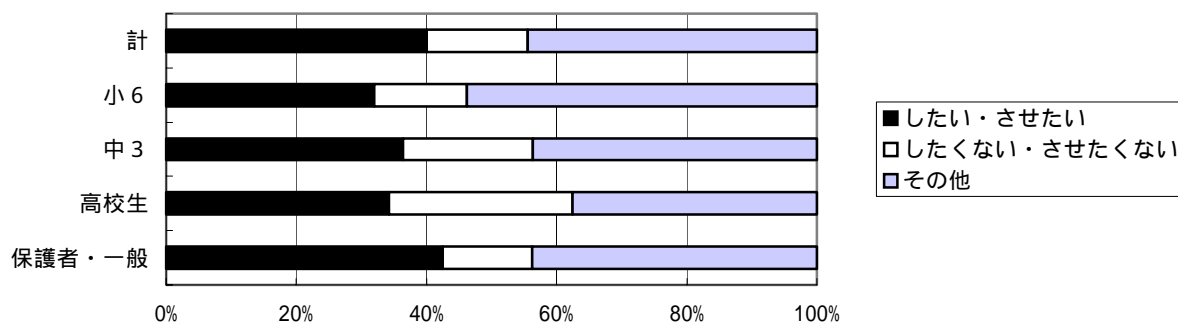
#### 5 結果概要

##### （1）中高一貫教育校の入学希望について

公立の中高一貫教育校への入学希望については、「入学させたい（入学したい）」が40.1%と最も多く、「入学させたくない（入学したくない）」は15.5%と少ない。

小学校6年生、中学校3年生、高校生では、平均すると34.2%が入学希望である。

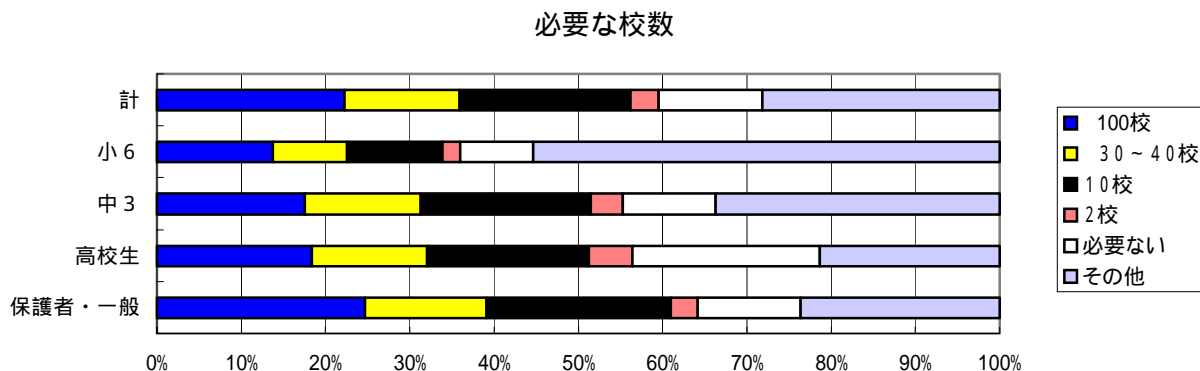
入学希望



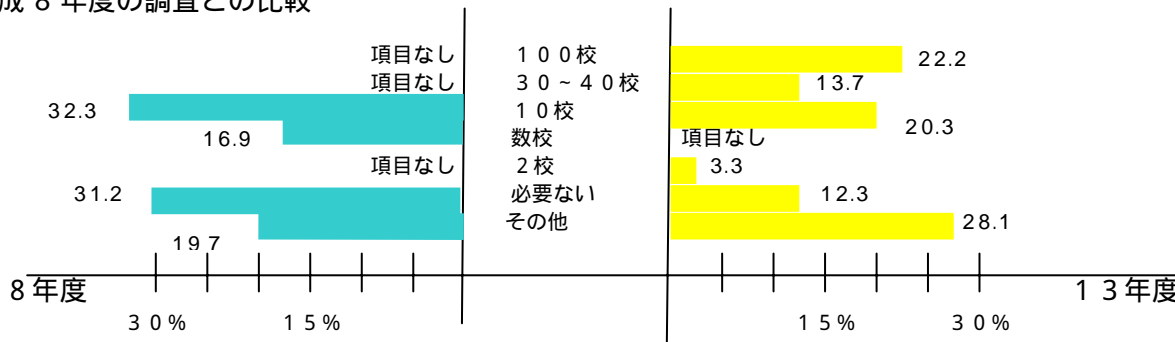
( 2 ) 公立の中高一貫教育校の必要性について

公立の中高一貫教育校の必要性については、「都立高校の半分程度(都全体で100校程度)」が22.2%、「都全体で10校程度」が20.3%、「半数程度の区市町村に設置(都全体で30~40校程度)」が13.7%で、合わせると56.2%となる。

「都全体で2校程度」は3.3%とわずかであり、また、「必要ない」は12.3%である。

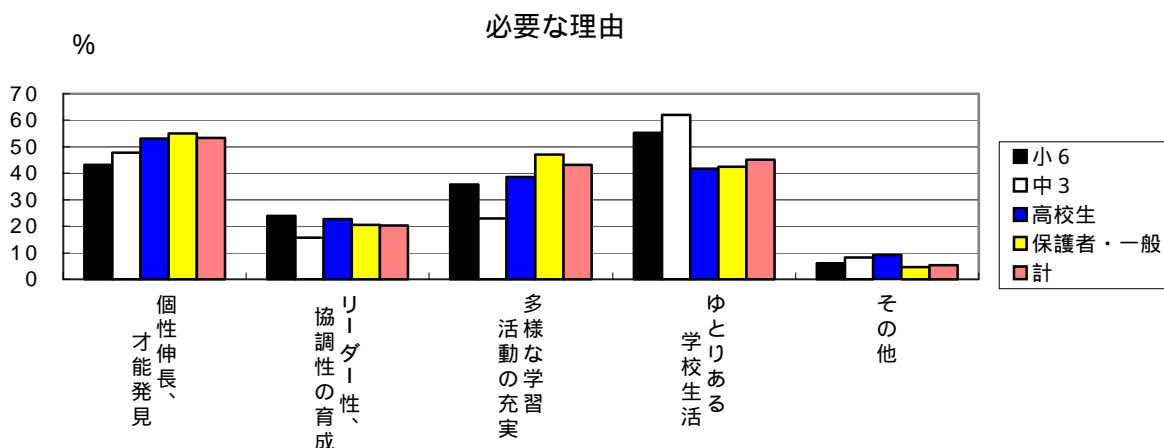


平成8年度の調査との比較



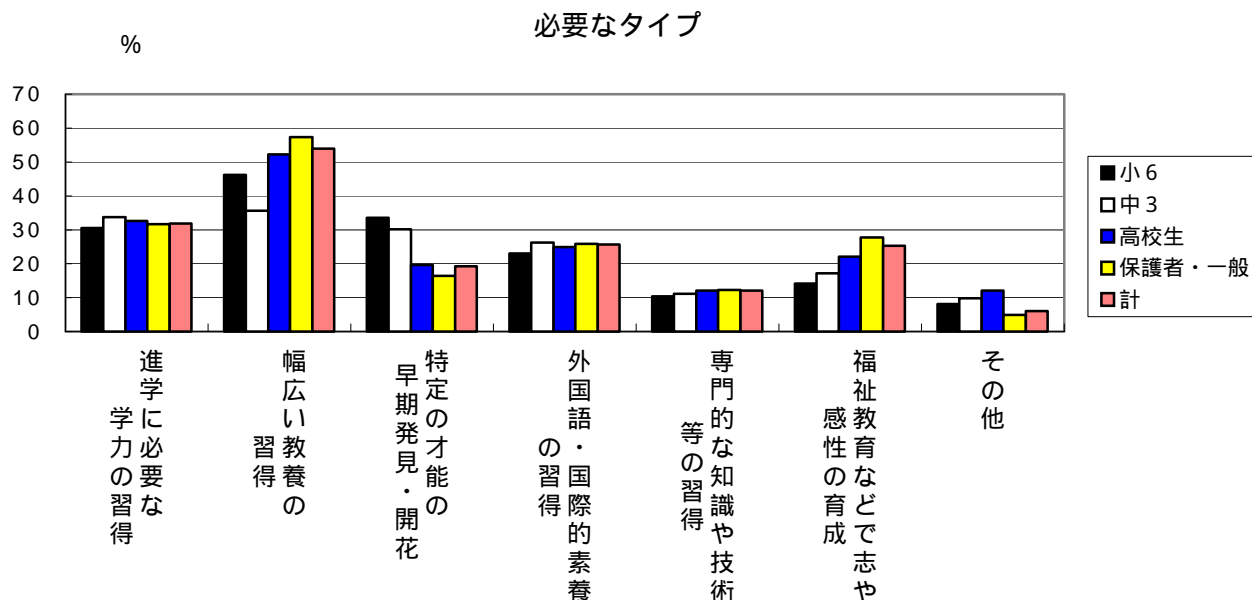
( 3 ) 公立の中高一貫教育校の必要理由について

公立の中高一貫教育校の必要理由については、「個性や優れた才能を発見して伸ばす」が53.3%と最も多く、次いで、「ゆとりある学校生活をおくる」が45.2%、「体験学習など多様な学習活動を行う」43.2%となっており、「リーダーシップや協調性を身につける」は20.3%となっている。



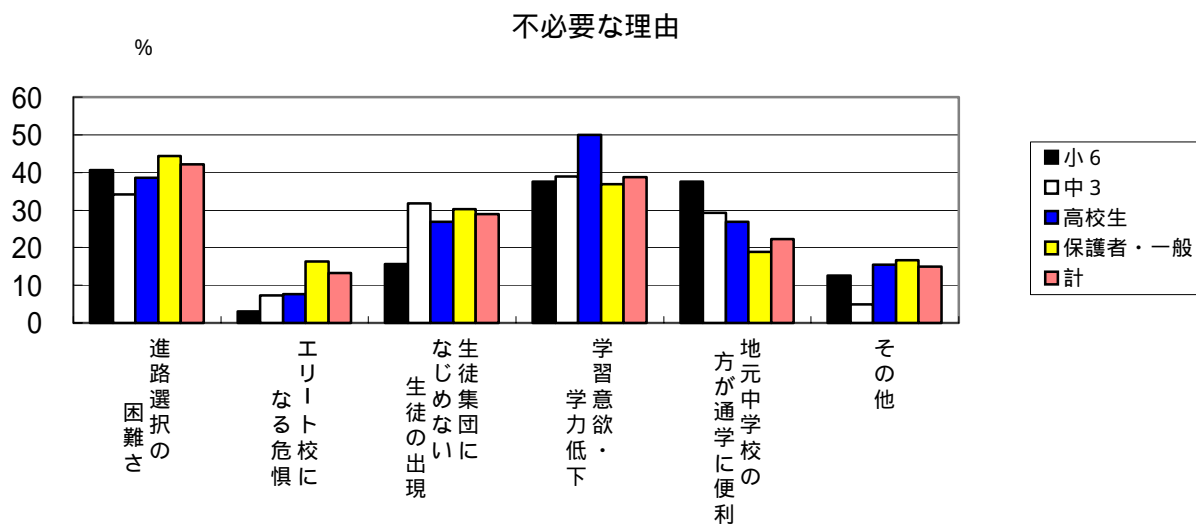
#### (4) 必要な中高一貫教育校のタイプについて

中高一貫教育校のタイプについては、「幅広く教養を身につけさせる」が54.0%と最も多く、「進学に必要な学力を習得させる」が31.9%、次いで、「外国語や国際的素養を習得させる」25.6%、「福祉教育などで志や感性を育成させる」25.3%、「特定の才能を早期発見し開花させる」19.2%、「専門的な知識や技術等を習得させる」12.0%となっている。



#### (5) 公立の中高一貫教育校の不必要な理由について

「小学校卒業段階での進路選択は困難」が42.2%と最も多く、「学習意欲や学力が低下する」が38.8%、次いで「生徒集団になじめない生徒が生じる」28.9%、「地元の中学校の方が通学に便利」22.3%となっている。また、「エリート校になり入学できなくなる」は13.3%と少ない。



## 参考資料 4

### 中高一貫教育校の整備に関する検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1 「中高一貫教育検討委員会報告書(平成11年4月 東京都教育委員会)」を踏まえるとともに、中高一貫教育を巡る最近の動向を考慮して、東京都における中高一貫教育校の整備に係る具体的諸課題について検討するため、「中高一貫教育校の整備に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について具体的に検討し、その結果を東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告する。

- (1) 東京都における中高一貫教育校の整備の考え方。
- (2) 東京都における中高一貫教育校の整備に係る具体的事項。
- (3) その他検討を要すること。

#### (構成)

第3 委員会は、東京都教育庁関係者、都内区市町村教育委員会関係者、都内公立小中学校関係者、都立高等学校関係者のうちから、教育長が委嘱する者をもって構成する。

#### (委員長等)

- 第4 委員会に委員長を置き、東京都教育庁次長の職にある者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。
  - 3 委員会に副委員長を置き、東京都教育庁学務部長の職にある者をもって充てる。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

#### (設置期間)

第5 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成14年4月30日までとする。

#### (幹事会)

第6 委員会の検討事項を調整するため、幹事会を置き、幹事長に都立高校改革推進担当部長の職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会は、都立高校改革推進担当部長のほか、東京都教育庁の関係職員をもって構成する。

#### (庶務)

第7 委員会の庶務は、学務部高等学校教育課都立高校改革推進担当及び指導部高等学校教育指導課が担当する。

#### (意見聴取)

第8 委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

#### (その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成13年10月3日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年3月25日から施行する。



参考資料5

中高一貫教育校の整備に関する検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属	備考
区市町村教育委員会関係者	西田 時夫	中央区教育長（特別区教育長会会長）	
	若林 尚夫	千代田区教育長	
	隈部 孟	台東区教育長	
	若月 秀夫	品川区教育長	
	岡田 行雄	三鷹市教育長（都市教育長会会長）	
	川邊 重彦	武蔵野市教育長	
	有元 佐興	日野市教育長	
	植松 孫一	新島村教育長	
学校関係者	西村 佐二	目黒区立中目黒小学校長（公立小学校長会会長）	
	内藤 幹夫	台東区立上野中学校長（中学校長会会長）	
	石川 和昭	都立西高等学校長（公立高等学校長協会会長）	
教育庁関係者	押切 重洋	次長	委員長
	小海 博指	総務部長	
	比留間英人	人権・企画担当部長	～H13.11.7
	石川 武	教育政策担当部長（人権・企画担当部長）	H14.4.1～ (H13.11.8～H14.3.31)
	神山 隆吉	学務部長	副委員長 ～H13.11.7
	比留間英人	学務部長	副委員長 H13.11.8～
	山際 成一	都立高校改革推進担当部長	
	松田 紀子	施設部長	～H14.3.31
	中村 正彦	人事部長	
	斎藤 尚也	指導部長	～H14.3.31
	近藤 精一	指導部長	H14.4.1～
	桜井 武男	体育部長	～H14.3.31